

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成5年4月にA社に入社し、8年5月に同社からグループ会社のB社に異動した。

申立期間についても人事異動により転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された従業員名簿並びに同社及びA社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成8年5月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出た旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成7年4月にA社に入社し、9年4月に同社からグループ会社のB社に異動した。

申立期間についても人事異動により転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された従業員名簿並びに同社及びA社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成9年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出た旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に結婚し、A 区に住んでいたが、夫が経営していた店がうまくいかなくなったので、52 年 1 月に B 市の夫の実家に引っ越した。

その年の春頃に、B 市の自宅へ夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料の納付書が C 県の役所から送られてきたため、この納付書により、夫又は当時の家事使用人が納付してくれたと思っている。そのときの領収書 2 枚が平成 16 年頃まで私の部屋にあったことを覚えているので、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間が未納、同年 10 月から 52 年 3 月までの期間が申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料はその夫又は家事使用人が納付したとしているところ、その夫は、「夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無い。また、当時の家事使用人が保険料を納付したかどうかも知らない。」と供述している上、申立人が家事使用人への聴取を拒んだことから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、「私の部屋にあった 2 枚の領収書は夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料の領収書だったと思う。」としているものの、申立人及びその夫に係るオンライン記録並びに B 市の国民年金被保険者名簿には、いずれも昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間は未納、同年 10 月から 52 年 3 月までの期間は申請免除と記録されており、これらの記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、A 区は、現年度保険料のみの収納事務を行っており、過年度保険

料の納付書を発送することは無いとしている上、日本年金機構D事務センターは、申立期間当時、C県民生局国民年金部が転出者の過年度保険料の納付書を作成することは無く、転出先へ送付することも無い旨を回答しており、申立人の主張と相違する。

このほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社（昭和 34 年 1 月に B 社に社名変更）に入社し、勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者の記録がある同僚（一人）は、「申立人は、高校卒業と同時に入社し、正社員であった。」と証言している上、申立人が卒業した C 高等学校は、申立人の卒業年月日は、昭和 33 年 3 月 1 日、就職先は、A 社である旨を回答しており、申立人は申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B 社は既に廃業しており、事業主も既に死亡している上、当時の事務担当者として推測される二人も死亡又は療養中のため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が同時期に A 社に入社したとする同僚（二人）の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の取得日と同日の昭和 34 年 1 月 5 日であることが確認できる上、申立人と同日に資格取得している別の同僚（6 人）に照会したところ、4 人については、同僚自身が記憶する入社日が資格取得日より 9 か月から 46 か月前であることから、申立期間当時、同社が入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、上述の同僚のうち一人は、「年金の手続をした際、A 社の給与明細書を数枚所有していたので確認したところ、厚生年金保険料が控除されて

いないことが分かった。B社に社名変更してから厚生年金保険に加入したと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。